

12 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

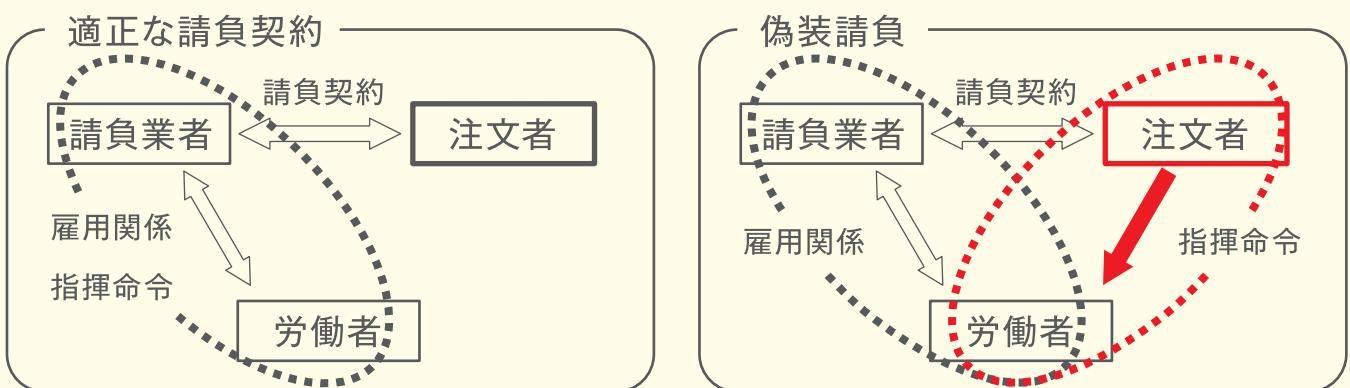
- ・ 労働災害を防止するための事業者責任を遂行できない事業者に仕事を請け負わせないこと。
- ・ 仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮する必要があること。(労働安全衛生法第3条)
- ・ 元方事業者の組織内において、安全衛生管理部門と設計部門及び作業発注部門間の連携を図ること。

(2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等(労働安全衛生法第29条)

- ・ 関係請負人及びその労働者が法令に違反しないよう必要な指導を行うこと。
- ・ 違反していると認められる場合には、必要な指示等を行うこと。

(3) 適正な請負

注文者と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われても労働者派遣に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。この場合、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、注文者が負うことになります。



労働者派遣と請負の区分についての詳細は、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)」を参照してください。

関係請負人が実施すべき事項

関係請負人は、元方事業者が実施する事項に応じ、必要な事項を実施すること。また、自らが注文者になる場合には、必要な事項を実施すること。

(詳細は、本リーフレットの「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」の構成の「●事業者が実施すべき事項」の欄及び指針本体を参照してください。)

このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>